2021 年 4 月 23 日（最新更新 2023 年 3 月 14 日）

公益社団法人 日本女子プロサッカーリーグ

WE リーグ 新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン（2023 年改定版）

1. はじめに

本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染症への対策が要請されると判断する期間中、感染の予防及び対処について、ＷＥリーグが選手やクラブに推奨する手順をお示しするものです。
ＷＥリーグでは、2021 年 4 月から新型コロナウイルス感染症対応ガイドラインを策定し、全クラブ共通の遵守事項として、リーグ全体で感染防止対策を強化してきました。引き続き、公衆衛生対策に協力しながらも、コロナ禍での試合開催経験を踏まえ、今後はコロナ前の正常化を目指し、極力最小の労で最大の対策効果を得られるよう、これまでのガイドラインを大きく見直し、各クラブが参考とする推奨指針として最低限守っていきたいことを記載しています。

※ 新型コロナウイルス感染症は、2022 年 12 月現在、感染症法の 2 類相当として感染者への入院勧告や就業制限などが実施されるとともに、流行拡大期には 新型インフルエンザ等対策特別措置法（通称 特措法、概要はこちら）の対象疾患として、緊急事態宣言措置などの行動制限が取られる新型インフルエンザ等感染症の枠に置かれている。

I. 本ガイドラインの目的

(1) 感染を最大限防ぎながら、正常化（コロナ前の状態）を目指す
　① 感染リスクを適切に見極めて対策効率を高め、公式試合の安定開催を継続する
　② フットボールや観戦体験の質を向上する
　③ 地域の活力に貢献する

(2) 参考指針として以下を示す
　① 感染リスクを下げるために関係者が守るべき基準
　② 感染が生じてしまった場合の適切な処置

II. 本ガイドラインの範囲

(1) はじめに
(2) 対策の目安、感染の予防（全対象者共通）
(3) クラブ・選手・チームスタッフに関するプロトコル
(4) 大会運営に関するプロトコル

(5) 来場者に関するプロトコル

III. 本ガイドラインの運用

2023 年 1 月理事会で方針が決議され 2023 年 2 月から運用開始

IV. 本ガイドラインの制定手続き

- 本ガイドラインは WE リーグ実行委員会の審議を経て、WE リーグ理事会の決裁によって制定する
- 本ガイドライン制定前に、専門的見地からの監修を受けるものとする
  - ○ ＪＦＡ医学委員会、ＪＦＡ女子委員会
- 本ガイドライン制定にあたり、ステークホルダーと事前協議するものとする
  - ○ ＷＥクラブの各担当
  - ○ ＷＥクラブのチームドクター
- 制定にあたり 2022 年 12 月 13 日時点の以下関連資料を参考指針とした
  - ○ 感染症法ならびに関連事務連絡
    （https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=410AC0000000114）
  - ○ 内閣官房コロナ室発 基本的対処方針ならびに関連事務連絡
    （https://corona.go.jp/news/）
  - ○ 業種別ガイドライン（https://corona.go.jp/guideline/）

V. 本ガイドラインの改正

- 重要な事項または方針に関わる改正は、ＷＥリーグ実行委員会の審議を経て、ＷＥリーグ理事会の決議により、これを行う
- 前項以外の改正は、ＷＥリーグがこれを行い、ただちに関係者に周知するものとする。新型コロナウイルス感染症をめぐる社会状況や医学的知見の変化に即応するため

VI. 本ガイドラインの有効期間

WE リーグとして新型コロナウイルス感染症への対策が要請されると判断する期間中に限る。新型コロナウイルス感染症が感染症法上の 5 類相当以下となることを目安にガイドラインの運用を廃止する。

WE リーグ 新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン

2. 感染の予防（全対象者共通）

Ⅶ. 感染予防

流行状態にある場合、下記の個人防衛や集団防衛の考えに基づく予防行動が特に重要となる。

1. 個人防衛（マスク・身体的距離・会話の制限）の考え方

(1) 日常生活、チーム活動、大会運営、試合観戦などの各場面において①～③を継続する

① 基本的な予防行動

② 感染予防の習慣化

③ リスク行動を減らすこと

① 基本的な予防行動

マスクなしの場合	距離（2m 目安）をとるか、会話を制限
距離なしの場合 （２m未満目安）	マスクをつけるか、会話を制限
会話ありの場合	マスクをつけるか、距離を制限
換気の悪い場所	複数人数の利用時はマスクを着用

「距離あり」とは「2m 以上空ける」ことを指す。濃厚接触疑いの基準に示す距離に準拠

② 感染予防の習慣化

- 規則正しい生活、バランスの取れた食事、十分な休養・睡眠（免疫力アップ）
- マスクは不織布製で隙間なく着用することが望ましい（飛沫感染防止）
- 咳エチケットを守る（他人にうつさない）
- 手洗い、手指消毒（手についたウイルスを除去）
- 口・鼻・目に不用意に触れない
- マスク無しで近距離（～2m 程度）の会話は極力控える

③ リスク行動を減らす

以下の場所は特に、適切な対策を怠った場合に感染リスクが高まる

- 3 つの密（密閉、密集、密接）が起きそうな場所
- 複数人数が、距離のとりにくいエリアに集まり、マスクを外して会話する状況
  （チーム活動の場合、ロッカールーム、チームバス、会食、スポーツジムなど）
- 5 人以上の外食（特に流行期は、マスクでの会話・人数を減らす・時間を短くする・自治体が認める感染対策認証店を利用する等の対策を組み合わせ、リスクを下げることが望ましい）
  （参考）感染リスクが高まる 5 つの場面

2. 集団防衛（3 つの密の回避）の考え方

３つの条件（いわゆる「三つの密」）がどれか 1 つでも該当する場面は感染を拡大させるリスクが高いと考えられ、基本対策の目安を示す

(1) 密閉（換気の悪い密閉空間である）
(2) 密集（多くの人が密集している）
(3) 密接（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）

(1) 密閉の回避

屋内では以下のいずれかの対策を実施する、もしくは対策を実施している場所を選ぶ

- 空調設備の使用による強制的な機械換気
- 窓もしくはドアの定期的な開放（目安：30 分に一回以上、数分間程度、窓を全開）
- 常時換気扇の使用
- 湿度は 50%以上（少なくとも 40%以上）に保つことが推奨される
- いずれもできない場合は、マスク着用のもとごく短時間での利用や場所の移動を検討
  参考（厚労省）2022/6/30
  「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法
  https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000618969.pdf

(2) 密集の回避

- 混雑を避ける、もしくは滞在が短時間となる工夫を行う
- 混雑が予想される場合は、マスク着用、かつ人と人とが触れ合わない距離を確保する
- 運営者は、混雑が予想される場合は、最低限、上記 2 点を周知することに加え、列整理もしくは待機場所を明確にする目印の設置が望ましい

(3) 密接の回避

① 対人対応、接客、演出等で人と人との接触を伴う可能性がある場合は、前後で手指衛生

（手洗いもしくは手指消毒）を行う

② 飛沫拡散リスクの回避

- WE リーグでは、2023 年 3 月 13 日以降、政府の基本的対処方針の改定に合わせマスク着用に関する記載は削除し個人の判断に移行する。
- チーム関係者のマスク着用方針に関しても、原則 3 月 13 日以降は個人の判断に委ねられる。チーム関係者向けの競技に関するプロトコルでは、個人で判断を行う際の参考として、濃厚接触疑い基準に照らし最低限の対策として感染リスクの高い場面でのマスクの着用の目安を残す。

（参考）マスク着用に関する政府方針抜粋（令和 5 年 2 月 10 日）

マスク着用の考え方の見直し等に伴う「業種別ガイドライン」、「第三者認証制度」、「イベント開催制限」の事務連絡について

https://corona.go.jp/news/news_20230210_02.html

- 2 月 10 日付の新型コロナウイルス感染症対策本部決定「マスク着用の考え方の見直し等について」及び基本的対処方針の一部変更において、マスクの着用は個人の判断に委ねることを基本とする。
- 事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容される。
- これらの方針等に沿って「業種別ガイドライン」の見直しを行い、現場や利用者へ周知することなどが示され、マスクの着用の考え方の見直しは、円滑な移行を図る観点から、国民への周知期間や各業界団体及び事業者の準備期間等も考慮し、3 月 13 日から適用することとされている。

WE リーグ 新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン

3. クラブ・選手・チームスタッフに関するプロトコル

VIII. サッカーへの影響

(1) 基本的な対策や有症状者発生時の検査を適切に行わない場合、チーム内に有症状陽性者の発生リスクが高まる

(2) 複数名の有症状陽性者が発生した場合、日頃の練習や試合に参加できる選手・スタッフが減り、チームコンディションの低下や試合開催中止リスクが高まる

IX. コロナ下での活動フロー（2023 年 2 月以降更新）

(1) 日頃の健康管理・行動記録、リスク行動の回避により未然に拡大を予防する

(2) 体調不良者が発生した場合はチームドクターの確認のもと抗原定性検査を実施する

(3) 万が一、陽性判定となった場合は、厚労省の定める適切な待機措置のもと療養する

(4) 行動記録を参考に、チーム内で濃厚接触疑い者の有無を確認し、濃厚接触疑い者がいる場合「6.暫定的な濃厚接触者疑い者」に示す適切な対応（チーム合流前の検査）を行う

(5) 陽性者対応は基礎疾患の有無に応じて異なる。基礎疾患のない場合は健康フォローアップセンターへ連絡する。基礎疾患のある者はチームドクターへ相談の上でかかりつけ医に診断を仰ぐ

(6) 重要事象報告フォームへ、検査結果、濃厚接触者の有無を報告する（重要事象報告）

(7) 陽性者、濃厚接触者（保健所から特定された者）を除きトレーニング・試合を行う

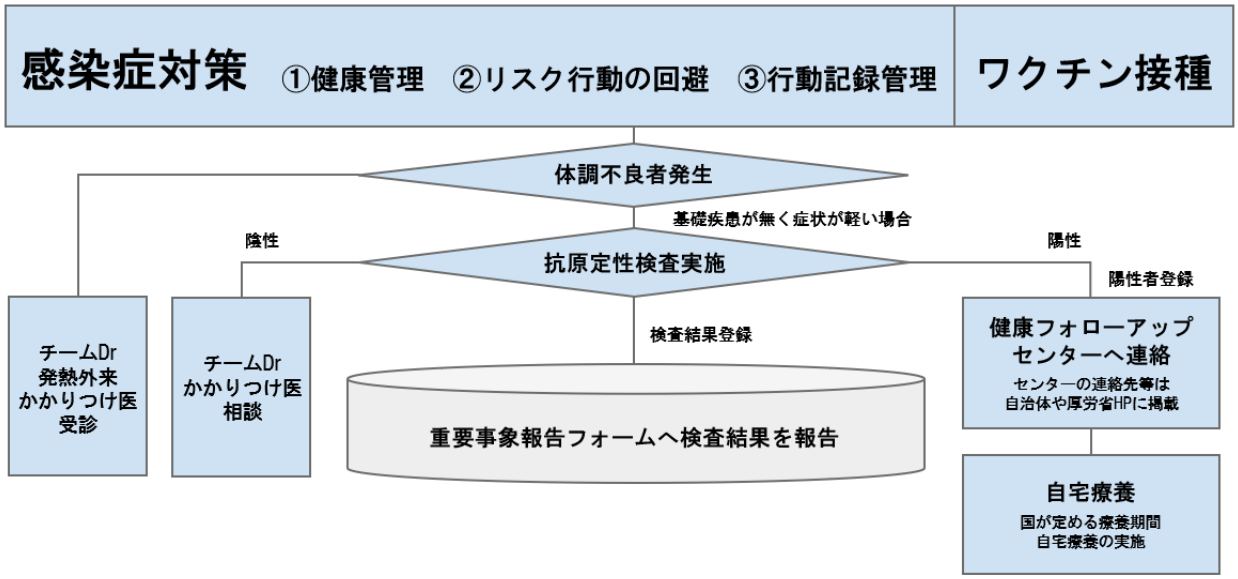

X.　予防

1.　体調記録・行動記録

「VII.感染予防」に示した個人防衛、集団防衛の各対策を基本とし体調・行動記録を継続する

- 体調記録：
  体調不良者発生時には速やかに検査が実施できるよう、チームにて健康観察を行い記録しておくことが望ましい
- 行動記録：
  チーム関係者が陽性診断を受けたときに濃厚接触疑い者の有無を確認できるよう、チームにて行動記録をまとめておくことが望ましい
- 対象：少なくとも、WE リーグ規約 36 条に記載されている者
  - ・選手
  - ・監督、コーチ、ドクター、アスレティックトレーナー等のメディカルスタッフ
  - ・エントリーの可能性のある者に接触する頻度が高いクラブ関係者

XI. 検査（有症状発生時）

2. 2023 年 2 月より公式検査を廃止し、体調不良となった場合に検査を実施する
   詳細はリーグからクラブへの案内参照

XII. 陽性発生時の対応

3. 陽性者の発生とは
   - 有症状や各種検査において陽性判定が出たあと、医師による陽性診断が行われた
   - 医師や医療機関にて「検査の陽性判定が即確定診断となる」と説明され陽性判定が出た
4. 陽性者の対応と療養期間
   - 感染症法の分類に従い新型コロナウイルス感染症に対し定められる療養期間を遵守する
   - 現在の感染症分類上、療養期間中は試合出場を含むチーム活動に参加ができない
   - 療養期間について
     厚労省「陽性だった場合の療養解除について」を確認のうえ対応する

5. 濃厚接触者
   下表のように、自治体によって保健所による濃厚接触者の特定は「一般事業所」での発生時は実施されない場合がある。一方、「同一世帯内」（家庭、同居等）他、一部の施設では特定される場合がある。所管の自治体へ予め確認をとっておくことが望ましい

6. 暫定的な濃厚接触疑い者に関する WE リーグ基準（内容改定の上で継続）
   (1) 発症日（無症状の場合、検体採取日）の 2 日前以降の接触を確認する
   (2) 適用条件
      ① 双方マスクなし、かつ 2 メートル以内、かつ 24 時間以内に累積で 15 分以上会話した者
      ② 陽性となった者が発症日の 2 日前以降に複数人で食事をしていた場合は、外食か否かにかかわらず、原則、食事を共にした者は全員、濃厚接触疑い者とみなす。ただし下記の条件のいずれか 1 つでも満たしていれば濃厚接触疑い者から外してよい
         - お互いの距離が 2 メートル以上離れていた
         - 各席がパーテーションで区切られていた
         - 黙食をしていた

   (3) 暫定的な濃厚接触疑い者を特定したあとの推奨指針
   ・自宅待機は適用しない

・最終接触日（=Day0）から 3 日間(Day1～3)は抗原定性検査による陰性を確認後に活動する

以下、参考資料

COVID-19 罹患後のスポーツ復帰指針	日本臨床スポーツ医学会、2021 年 11 月 8 日
検査の指針	病原体検査の指針　第 6 版、2022 年 12 月 22 日
診断の手引き	厚労省 8.1 版 、2022 年 10 月 5 日

XIII. 重要事象報告（WE リーグへの報告・相談）

リーグからクラブへの案内参照

XIV. 情報開示の考え方

7. 情報開示基準

2022 年 9 月 6 日付の厚労省の通知に伴い、情報公開の前提となる発生届の報告対象が限定的となったことに伴い、WE リーグ規約第 36 条[届出義務]①と③（ただし②を除く）に記載されている競技関係者の罹患時においても、公表基準をチーム・事業所の活動、試合開催等への直接的な影響が生じた場合、または保健所等公的機関からのクラスター認定を受けた場合等の重大な社会的影響が生じた場合に限定する方針へ見直した

8. 関係者が陽性判定を受けた場合の発表方法

	対象者	発表
1	クラブ関係者 （トップチーム選手・コーチ、クラブスタッフ等を含む）	・ トップチーム選手、コーチングスタッフを含む全てのクラブ関係者について、発表の有無は所属クラブが決定する ・ ただし、以下①～⑥のいずれかに該当する場合には公表することが望ましい ① 自治体や保健所、社外の関係先等から個別に公表協力があった場合 ② 不特定多数の者が 2 次感染となりえる状況で罹患した、または罹患した疑いのある場合 ③ 罹患に伴い事業所を営業停止する場合 ④ 罹患に伴いチーム活動を停止する場合 ⑤ 罹患に伴い試合が中止となる場合 ⑥ その他、重大な社会的影響が生じ、公表の必要性がある場合 ・ なお、アカデミー、スクール、運営関係者、試合運営に協力するボランティアスタッフ等の発表の有無は、クラブと当人の所属先が十分調整したうえで決定する。その際、当人の業務範囲、影響範囲、学校や勤務先との関係、及び本人のプライバシー等を慎重に考慮する
2	WE リーグ担当審判員	・ ＪＦＡが発表を決定する
3	リーグ役職員	以下の場合は公表を原則とする ① 自治体や保健所、社外の関係先等から個別に公表協力があった場合 ② 不特定多数の者が 2 次感染となりえる状況で罹患した場合 ③ 罹患に伴い事業所を営業停止する場合 ④ その他、客観的に必要と判断できる場合
4	試合観戦者 （報告を受けた場合）	・ 主管者（クラブ・リーグ）が、どの試合のどの座席で発生したか、聞き取り調査ならびに発表することがある ・ 不特定多数に対して発表する場合は保健所と十分に協議し、スタ

		ジアム管理者に対し確認を行う ・ 個人情報が特定されうる発信は行わない（座席番号の公表は控え、ゾーン・エリアまでとする、など）
5	家族・同居人	・ 発表しない

XV. 競技に関する留意事項

チーム関係者のマスク着用方針に関して（2023 年 3 月 13 日以降の方針）

原則 3 月 13 日以降は個人の判断に委ねられることを受け、チーム関係者向けの推奨指針「XV.競技に関する留意事項」に記載の内容は、個人で判断を行う際の参考として、濃厚接触疑い基準に照らし最低限の対策として、感染リスクの高い場面でのマスクの着用の目安として活用いただきたい

9. スタジアムへの到着

(1) バス利用に際して、以下の点に留意する

- 車内の換気に留意する。1 時間に 3 回程度の換気が推奨される
- 隣同士で 15 分以上会話を行う場合はマスク着用が望ましい

10. チーム及び審判員全員に求められること

(1) 無理な来場は、勇気をもって、見合わせる

- 体調がよくない場合（例：37.5℃以上の発熱、咳、喉の痛み、だるさ、味覚嗅覚の異常などの症状がある場合）
- 陽性診断を受け医療機関等により行動制限を受けている場合（陽性診断前でも検査で陽性判定を受けている場合）
- 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
- 濃厚接触者の指定等で公的機関より行動制限の要請を受けている場合

(2) 更衣室など、近距離で人が集まり会話が発生する場所や、ベンチで近距離かつ長時間（15 分以上を目安）会話をする場合はマスクを着用することが望ましい

11. 更衣室（チーム及び審判）

(1) 更衣室内は、換気をよくする

(2) 人の集まる空間での長時間のマスクなし会話は感染リスクが高まることに留意する

(3) タオル、飲水ボトル等を共用しないことが望ましい

(4) 温水浴・アイスバスなどの浴槽やサウナを利用する場合は会話を控え、適切に換気する

参考：浴場業（公衆浴場）における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン 2023 年 3 月 1 日改定 全国浴場組合サイトより

https://www.1010.or.jp/zenyoku/member.html

12. 選手の治療、マッサージ

(1) トレーナーはマスク・手指消毒など標準予防策をとったうえで対応することが望ましい

(2) 環境（使用する器具等）を適宜消毒することが望ましい

13. 試合前のマッチコーディネーションミーティング

使用する諸室は換気を行う

14. 試合開始前のウォームアップ

室内練習場を使用する場合、換気に留意する

15. 選手及び審判団のピッチ入場～キックオフ

- 集合写真は通常通りの運用とする
- セレモニー実施の場合、大会運営者は「大会運営に関するプロトコル７.接客、イベント、セレモニーを企画する場合の対応の目安」を参考に実施することが望ましい

16. チームベンチ

- 近距離かつ長時間（15 分以上を目安）会話をする場合はマスク着用を推奨する。

17. 試合終了時のセレモニー

- セレモニー実施の場合、大会運営者は「大会運営に関するプロトコル７.接客、イベント、セレモニーを企画する場合の対応の目安」を参考に実施することが望ましい

18. ドーピングコントロール

公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（JADA）より留意事項のある場合は周知する

WE リーグ 新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン

4. 大会運営に関するプロトコル

XVI. イベント開催制限の段階的緩和の目安

最新の政府方針

（令和 5 年 1 月 27 日付事務連絡、WE リーグは即日適用）

基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について

https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimurenraku_seigen_20230127.pdf?20230127

感染状況に応じたイベント開催制限等について

		安全計画策定（注１）	その他 （安全計画を策定しないイベント）
下記以外の区域	人数上限(注２)	収容定員まで（注３）	5,000人又は収容定員50% のいずれか大きい方
	収容率上限 （注２）	100%	
重点措置区域	人数上限(注２)	収容定員まで（注３）	5,000人
	収容率上限 （注２）	100%（注４）	大声なし：100% 大声あり：50%
緊急事態措置区域	時短	原則要請なし（注５）	原則要請なし（注５）
	人数上限(注２)	10,000人 （対象者全員検査により、収容定員まで追加可） （注６）	5,000人
	収容率上限 （注２）	100%（注４）	大声なし：100% 大声あり：50%

※遊園地やテーマパーク等については、都道府県知事の判断により、上記の緊急事態措置区域、重点措置区域と同様の制限を適用することも可能
（注１）参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用（緊急事態措置区域、重点措置区域においては、5,000人超）
（注２）収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度（両方の条件を満たす必要）
（注３）地域の実情に応じて、都道府県知事の判断により、人数上限の制限を行うことも可能とする
（注４）緊急事態措置区域、重点措置区域における安全計画策定イベントでは、基本的に「大声なし」の担保が前提
（注５）都道府県知事の判断により要請を行うことも可能
（注６）対象者全員検査における検査結果の陰性を確認する対象者は、定められた人数上限を超える範囲の入場者とする。都道府県の判断により、対象者全員検査の活用を行わないことも可能

過去の事務連絡は　こちら

1. WE リーグにおける入場者数の制限の考え方と前提となる感染防止策

前項に示す最新の政府方針に基づき、各自治体の定める開催方針に準拠する

※　入場可能数：WE リーグ参入基準（施設基準）に定めるホームゲーム開催時の入場可能な人数

※　芝生席や立ち見席は、安全性等について WE リーグが検査し、特段の支障がないと認められる場合には観客席とみなすことができる。観客席とみなされた場合は入場可能数に加えることができる。

XVII. 会場運営

2. 来場者全員に求められること

厚生労働省からの指針に基づき、すべての来場者に対し来場前に確認いただくこと

(1) 無理な来場は、勇気をもって、見合わせる
- 体調がよくない場合（例：37.5℃以上の発熱、咳、喉の痛み、だるさ、味覚嗅覚の異常などの症状がある場合）
- 陽性診断を受け医療機関等により行動制限を受けている場合（陽性診断前でも検査で陽性判定を受けている場合）
- 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
- 濃厚接触者の指定などで公的機関より行動制限の要請を受けている場合

(2) 動線上できる限り人と人とが触れ合わない距離が保たれるよう工夫する

(3) その他、主管クラブが地域の感染状況などにより独自の感染対策を講じている場合、主管クラブは来場者へ周知のうえ、来場者はそれらに協力する

(4) 以上の確認事項は主管クラブが予め適切なタイミングで来場者に対しインフォメーションを行う

3. 衛生担当者の設置

(1) ホームクラブは、試合開催時の衛生管理に関する責任者を指名し、リーグに届け出る
- クラブの定める新型コロナウイルス感染症対応が実行されているか確認し、改善を要する場合、その旨指示する

4. スタジアムの衛生管理

(1) 対面接客や接触を伴う場所には消毒液を設置することが望ましい

(2) トイレなどでハンドドライヤーを使用する場合は、予め清掃を行い衛生管理に努める

(3) 更衣室は、チーム到着前と試合の前半中に消毒することが望ましい
- ただし、チーム到着より遡って 48 時間以内に施設利用がない場合は、消毒しなくてよい

(4) 屋内諸室は「VII.感染の予防」に示すいずれかの換気方法を行う

5. スタジアムへの入退場の管理（関係者）

(1) 当日の検温場所はリーグ一律では廃止する。クラブの判断で設置の継続は差し支えない。廃止する場合、来場者に対し、予め 37.5 度以上の発熱や、37.5 度未満でも症状がある場

合や平熱よりも高いことが明らかな場合、入場不可を伝える

(2) 関係者に陽性者が発生した場合の報告窓口を設け、報告を受けた場合の対応を予め定めておく

6. スタジアムへの入退場の管理（ファン・サポーター）

(1) 当日の検温場所はリーグ一律では廃止する。クラブの判断で設置の継続は差し支えない。廃止する場合、来場者に対し、予め 37.5 度以上の発熱や、37.5 度未満でも症状がある場合や平熱よりも高いことが明らかな場合、入場不可を伝える

(2) 待機列が「密」にならないよう工夫する

例：ブロックごとに入場時間を分ける、開門時間を早める、人と人が触れ合わない程度の距離を保つよう呼びかけなど

(3) 接客対応スタッフは、定期的な手指衛生（消毒もしくは手洗い）を行うことが望ましい

7. 接客、イベント、セレモニーを企画する場合の対応の目安

(1) 換気の悪い所では実施しない（空調設備の使用による強制的な機械換気、窓もしくはドアの定期的な開放、常時換気扇の使用のいずれもできない室内）

(2) 混雑が予想される場合は予め人と人とが触れ合わない距離での待機を周知する

・列整理もしくは待機場所であることを誘導する目印の設置が行えることが望ましい

(3) 人と人との接触を伴う可能性がある場合は手指衛生を保つことが望ましい

(4) 不特定多数の多くの者が触れるものは定期的に消毒するなどして衛生を保つことが望ましい（飲食時のテーブル、接客台等）

(5) 外食業の事業継続のためのガイドラインも参考となる

2023 年 3 月 6 日改定（日本フードサービス協会）

https://www.jfnet.or.jp/contents/pages/39_list_detail.html

8. 退場時（ファン・サポーター向け）

「密」にならないよう工夫し、時差退場、場内アナウンスによる呼びかけを実施することが望ましい

XVIII. メディア及び中継制作・伝送

- 2023 年 2 月より、「2.感染の予防」、「3.来場者全員に求められること」、「6.スタジアムへの入退場の管理（関係者）」に記載される基本的な対策を行うことを前提に、コロナ禍で実施してきたメディア対応・中継制作における特別対応を解除する。

XIX. 試合会場の設営・撤去

- 2023 年 2 月より、「2.感染の予防」、「3.来場者全員に求められること」、「6.スタジアムへの入退場の管理（関係者）」に記載される基本的な対策を行うことを前提に、試合日以外に設営・撤収作業の細則を削除した

WE リーグ 新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン

5. ファン・サポーターに関するプロトコル

具体的な内容は、各試合の主管者（ホームクラブ）が判断のうえ会場により異なる場合があります。事前および場内での案内をご確認ください。

1. 厚生労働省の指針に基づき来場前に確認いただくこと
   (1) 無理な来場は、勇気をもって見合わせていただくようご協力をお願いします。
   - 体調がよくない場合（例：37.5℃以上の発熱、咳、喉の痛み、だるさ、味覚嗅覚の異常などの症状がある場合）
   - 陽性診断を受け医療機関等により行動制限を受けている場合（陽性診断前でも検査で陽性判定を受けている場合）
   - 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
   - 濃厚接触者の指定などで公的機関より行動制限の要請を受けている場合

   (2) 入退場時やトイレ、売店等で待機列の整理の案内がある場合は案内に従ったご利用をお願いします
   (3) その他、主管クラブが地域の感染状況などにより独自の感染対策を講じている場合があります。主管クラブの案内に従った対応へのご協力をお願いします
   (4) 周りのお客様への配慮を著しく欠くと運営側が判断した場合は注意や退場をご案内させていただく場合があります

WE リーグ 新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン

6. バージョン管理

2023 年 2 月 3 日　2023 年版公表

2023 年 3 月 8 日　改定

2023 年 3 月 14 日　改定